「県北広域産業力強化促進事業費補助金」令和2年度認定対象事業を公募します

岩手県では、県北広域において産業競争力の強化や若者等の地元定着を図るため、市町村と連携し、中 小企業者が生産性向上等に資する設備導入を行う場合に要する経費の一部を補助します。

1 補助対象者

県北広域に工場又は事業所(工場等)を有する中小企業者

- ※1 県北広域とは、久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町をいいます。
 - 2 当該工場等において営む業種が、日本標準産業分類の大分類のCからRまでのいずれかに該当することが条件となります。なお、誘致企業・地場企業の別を問いません。

2 補助対象事業

県北広域に所在する工場等において、次のいずれかに該当する設備導入(当該設備導入に付随して行う研究開発を含みます。)を行う事業が対象となります。ただし、補助対象経費が 1,000 万円以上であり、当該工場等の新規常用雇用者数が3人以上(かつ、当該工場等の常用雇用者の総数の増が3人以上)となることが応募上の要件となります。

なお、応募に当たっては、あらかじめ**市町村**から**応募への同意**を受けていただく必要があります。

- ◆ 生産性の向上を図るもの
- ◆ 技術力の向上を図るもの
- ◆ 新分野進出・新たなサービス展開を図るもの
- **◆ 製品・サービスの付加価値を高めるもの**
- **◆** サプライチェーンの強化に資するもの

【事業例】

- ・現在外注している業務の内製化
- 作業従事者の肉体的・心理的負担の軽減
- ・加工残渣を利用した新製品の開発
- 自社ブランドの構築
- ・ 災害による生産停止や減産リスクの軽減

3 補助対象経費、補助率及び補助限度額

補助対象経費:設備導入費、工具器具費、原材料費、技術指導費、教育研修費、委託費、運搬費、工事費等

補助率: 3分の1以内 (審査により補助率を減じる場合があります。)

補助限度額: 1,000 万円 (補助額は審査により決定します。)

4 補助事業の実施期間

市町村長による補助事業の認定日から令和4年12月末まで

(ただし、補助事業により導入する設備の供用開始は、当該認定日から1年以内)

5 手続の流れ

この公募において採択された企業は、市町村長に対し、認定申請を行っていただきます。

※ この公募における採択は、県の審査会における審査結果を踏まえて行うこととしており、応募事業の全てが採択されるものではありません。(採択された事業についても、補助率や補助額を減じる場合があります。)

6 応募書類受付期間(郵送又は直接持参)

令和2年4月15日(水)~令和2年7月22日(水)午後5時《必着》

7 応募書類提出先(お問い合わせ先)

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 県庁舎 2階

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 (企業立地推進担当) 草村

電話: 019-629-5563 FAX: 019-629-5569 電子メール: AE0004@pref. iwate. jp

★ 公募の詳細については、「岩手県企業立地ガイド」ホームページをご覧ください。